

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成20年8月21日(2008.8.21)

【公開番号】特開2005-302407(P2005-302407A)

【公開日】平成17年10月27日(2005.10.27)

【年通号数】公開・登録公報2005-042

【出願番号】特願2004-114018(P2004-114018)

【国際特許分類】

H 05 B 6/12 (2006.01)

【F I】

H 05 B 6/12 3 1 7

【手続補正書】

【提出日】平成20年7月7日(2008.7.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

本体の上面に被加熱容器を載置するトッププレートを配し、該トッププレートの下方に誘導加熱コイルを配し、該誘導加熱コイルを駆動する複数の電子基板と、前記誘導加熱コイルと前記電子基板を冷却するファンとを前記本体内部に配した誘導加熱調理器において、

前記ファンにターボファンを用い、該ファンの吸込口と吹出口の方向を前記ファンの軸方向と一致する方向に配置し、前記吹出口は複数の吹出口で構成され、前記複数の吹出口のそれぞれの下流側に前記電子基板を配置することを特徴とする誘導加熱調理器。

【請求項2】

請求項1において、

前記電子基板のうち発熱の大きい部品を前記複数の吹出口の下流に集中して配置したことを特徴とする誘導加熱調理器。

【請求項3】

請求項1または2のいずれかにおいて、

前記複数の吹出口の少なくとも一つは前記誘導加熱コイルにダクトを介して導くよう構成したことを特徴とする誘導加熱調理器。

【請求項4】

請求項1乃至3のいずれかにおいて、

前記ファンは、羽根車と該羽根車を駆動するファンモータを有し、

該ファンモータは少なくともその一部を前記羽根車内部に内蔵させたことを特徴とする誘導加熱調理器。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0014

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0014】

本発明は、上述の課題を解決するためになされたもので、請求項1の発明は、本体の上面に被加熱容器を載置するトッププレートを配し、該トッププレートの下方に

誘導加熱コイルを配し、該誘導加熱コイルを駆動する複数の電子基板と、前記誘導加熱コイルと前記電子基板を冷却するファンとを前記本体内部に配した誘導加熱調理器において、

前記ファンにターボファンを用い、該ファンの吸込口と吹出口の方向を前記ファンの軸方向と一致する方向に配置し、前記吹出口は複数の吹出口で構成され、前記複数の吹出口のそれぞれの下流側に前記電子基板を配置するものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0015

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0015】

請求項2の発明は、請求項1において、前記電子基板のうち発熱の大きい部品を前記複数の吹出口の下流に集中して配置したものである。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0016

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0016】

請求項3の発明は、請求項1または2のいずれかにおいて、前記複数の吹出口の少なくとも一つは前記誘導加熱コイルにダクトを介して導くよう構成したものである。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0017

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0017】

請求項4の発明は、請求項1乃至3のいずれかにおいて、前記ファンモータは少なくともその一部を前記羽根車内部に内蔵させたものである。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0018

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0018】

以上述べたように、請求項1記載の発明は、本体の上面に被加熱容器を載置するトッププレートを配し、該トッププレートの下方に誘導加熱コイルを配し、該誘導加熱コイルを駆動する電子基板と、前記誘導加熱コイルと前記電子基板を冷却するファンとを前記本体内部に配した誘導加熱調理器において、前記ファンにターボファンを用い、該ファンの吸込口と吹出口の方向を前記ファンの軸方向と一致する方向に配置し、前記吹出口の下流側に前記電子基板を配置するものである。

【手続補正7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0020

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0020】

請求項2記載の発明は、請求項1において、前記電子基板のうち発熱の大きい部品を前記複数の吹出口の下流に集中して配置したものである。

【手続補正8】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0022

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0022】

請求項3記載の発明は、請求項1または2のいずれかにおいて、前記複数の吹出口の少なくとも一つは前記誘導加熱コイルにダクトを介して導くよう構成したものである。

【手続補正9】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

請求項4記載の発明は、請求項1乃至3のいずれかにおいて、前記ファンは、羽根車と該羽根車を駆動するファンモータを有し、該ファンモータは少なくともその一部を前記羽根車内部に内蔵させたものである。